

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：平成28年5月31日

付議事項提出部局		総務部課税課																		
該当する審議事項		(3) 重要な施策及び事業計画に関する事項																		
件名	固定資産税（家屋・償却資産）に係る課税標準の特例割合を国の参酌基準と同割合で規定すること等について																			
付議事項の概要	<p>1 課税標準の特例割合について、従来は地方税法で一定の割合が定められていたが、平成24年度から一部の対象については、法に定める範囲内において市町村の裁量により条例で規定することができるようになった。（地域決定型地方税制特例措置【通称 わがまち特例】）</p> <p>2 平成28年度の地方税法の改正により、市税に関連するわがまち特例の対象が3項目追加された。対象等は次のとおり。 ※特例措置の適用期間をわがまち特例を導入した上で延長されるもの。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象資産</th> <th>特例割合</th> <th>具体的対象資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①</td> <td rowspan="2">再生可能エネルギー発電設備</td> <td>太陽光発電設備（注） 風力発電設備 2/3を参酌し、1/2以上5/6以下</td> <td rowspan="2">（注）太陽光発電設備は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備の対象外であって政府の補助を受けて取得した設備に限る</td> </tr> <tr> <td>水力、地熱、バイオマス発電設備 1/2を参酌し、1/3以上2/3以下</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>都市再生特別措置法に基づき、認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産</td> <td>4/5を参酌し、7/10以上9/10以下</td> <td>公園、広場、緑化施設、通路等</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>津波対策の用に供する償却資産</td> <td>1/2を参酌し、1/3以上2/3以下</td> <td>防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>※他県、他市町村にまたがる償却資産が対象となる場合の特例割合（大臣配分・知事配分）は、参酌基準の割合が適用されるよう法において規定。</p>				対象資産	特例割合	具体的対象資産	①	再生可能エネルギー発電設備	太陽光発電設備（注） 風力発電設備 2/3を参酌し、1/2以上5/6以下	（注）太陽光発電設備は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備の対象外であって政府の補助を受けて取得した設備に限る	水力、地熱、バイオマス発電設備 1/2を参酌し、1/3以上2/3以下	②	都市再生特別措置法に基づき、認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産	4/5を参酌し、7/10以上9/10以下	公園、広場、緑化施設、通路等	③	津波対策の用に供する償却資産	1/2を参酌し、1/3以上2/3以下	防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設
		対象資産	特例割合	具体的対象資産																
	①	再生可能エネルギー発電設備	太陽光発電設備（注） 風力発電設備 2/3を参酌し、1/2以上5/6以下	（注）太陽光発電設備は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備の対象外であって政府の補助を受けて取得した設備に限る																
			水力、地熱、バイオマス発電設備 1/2を参酌し、1/3以上2/3以下																	
	②	都市再生特別措置法に基づき、認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産	4/5を参酌し、7/10以上9/10以下	公園、広場、緑化施設、通路等																
③	津波対策の用に供する償却資産	1/2を参酌し、1/3以上2/3以下	防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設																	
<p>3 上記①については環境課と協議し、参酌基準と同割合で特例割合を規定する。②及び③については、現在のところ対象となる区域又は計画がないため、今回条例には定めないこととする。</p>																				
審議の論点	○特例割合を参酌基準と同割合で規定すること。																			
参考事項	<p>（過去の実績、提出部局での審議経過・意見等）</p> <p>○地方交付税は、参酌基準の割合を基に算定される。</p> <p>○6月定例会に当該内容を含めた伊勢市市税条例の一部改正案を提出予定。</p>																			
関係資料の有無（○をする）		有 ・ 無																		